

( 事 務 連 絡 )  
業庫第37号  
平成28年4月8日

代 理 店 御 中  
( 廃止対象税務署との取引店 )

日 本 銀 行 業 務 局

税務署との預託金取引の廃止に関する取扱いについて

代理店関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、札幌国税局、仙台国税局および東京国税局から、管内税務署（対象一覧は別紙1）と日本銀行本支店・代理店との間の預託金取引を、平成28年5月31日限りで廃止<sup>(※)</sup>する旨の連絡がありました。

(※) 廃止に伴う残務承継官の設置はありません。

つきましては、関係代理店において、税務署との取引廃止に関する事務が生じますので、別紙2の「税務署との預託金取引の廃止に関する取扱い」に基づき、お取扱い頂きますようよろしくお願ひします。

- 本件は、取引廃止対象が合計165口座と多数に上るため、取引廃止関係事務を円滑に進める観点から、規程に基づき具体的な取扱いを整理したものです。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

TEL : 03-3279-1111 (代表) <内線6082>

## 預託金取引を廃止する税務署一覧

## ▽札幌国税局管内（29税務署）

—統轄店欄の（ ）は、税務署所在地の都道県

税務署名	取引店名	統轄店	税務署名	取引店名	統轄店
釧路	釧路支店	釧路支店 (北海道)	網走	網走代理店	札幌支店 (北海道)
根室	根室代理店		紋別	紋別代理店	
帯広	帯広代理店		留萌	留萌代理店	
札幌中	札幌支店	稚内	稚内代理店		
札幌西		小樽	小樽市内代理店		
札幌南	札幌南代理店	室蘭	室蘭代理店		
札幌東		苫小牧	苫小牧代理店		
余市	余市代理店	岩見沢	岩見沢代理店		
倶知安	倶知安代理店	旭川中	旭川代理店		
浦河	浦河代理店	旭川東			
札幌北	札幌北代理店	北見	北見代理店		
滝川	滝川代理店	函館	函館支店	函館支店 ( " )	
深川	深川代理店	八雲	八雲代理店		
名寄	名寄代理店	江差	江差代理店		
富良野	富良野代理店				

## ▽仙台国税局管内（52税務署）

税務署名	取引店名	統轄店	税務署名	取引店名	統轄店
青森	青森支店	青森支店 (青森県)	一関	一関代理店	仙台支店 (岩手県)
弘前	弘前代理店		大船渡	釜石代理店	
八戸	八戸代理店		釜石		
黒石	黒石代理店		宮古	宮古代理店	
五所川原	五所川原代理店		久慈	久慈代理店	
十和田	十和田代理店		二戸	二戸代理店	
むつ	むつ代理店		仙台北	仙台支店	
秋田南	秋田支店	仙台南			
秋田北	土崎代理店	仙台中	青葉通代理店		
能代	能代代理店	塩釜			
大館	大館代理店	石巻	石巻代理店		
大曲	大曲代理店	気仙沼	気仙沼代理店		
湯沢	湯沢代理店	古川	古川代理店		
横手	横手代理店	築館	築館代理店		
本荘	秋田県本荘代理店	佐沼	迫代理店		
鶴岡	鶴岡代理店	大河原	大河原代理店	福島支店 (福島県)	
酒田	酒田代理店	福島	福島支店		
山形	山形代理店	二本松	二本松代理店		
米沢	米沢代理店	郡山	郡山代理店		
長井	長井代理店	須賀川	須賀川代理店		
寒河江	寒河江代理店	白河	白河代理店		
村山	村山代理店	会津若松	会津若松代理店		
新庄	新庄代理店	喜多方	喜多方代理店		
盛岡	盛岡代理店	田島	田島代理店		
花巻	花巻代理店	相馬	相馬代理店		
水沢	水沢代理店	いわき	平代理店		

▽東京国税局管内（84税務署）

—統轄店欄の（ ）は、税務署所在地の都道県

税務署名	取引店名	統轄店	税務署名	取引店名	統轄店	
神田	本店	本店 (東京都)	青梅	青梅代理店	本店 (東京都)	
日本橋			足立	千住代理店		
京橋			西新井	北沢代理店		
江戸川南			世田谷			
小石川	本郷代理店		北沢	町田代理店	〃 (神奈川県)	
本郷	新宿代理店		町田			
四谷			緑			
新宿	八王子代理店		川崎西	柏代理店	本店 (千葉県)	
八王子			柏			
中野	中野新井代理店		松戸	松戸代理店		
杉並			市川	市川代理店		
立川	立川代理店		船橋	船橋代理店		
麻布	渋谷代理店		千葉東	千葉代理店		
玉川			木更津	木更津代理店		
目黒			館山	館山代理店		
渋谷			茂原	茂原代理店		
王子	王子代理店		東金	東金代理店		
荒川			銚子	銚子代理店		
荻窪	武蔵野代理店		佐原	佐原代理店		
武蔵野			成田	成田代理店		
日野	東京都府中代理店		千葉西	稲毛代理店		
武蔵府中			千葉南	蘇我代理店		
麴町	丸ノ内代理店		横浜中	横浜中代理店		横浜支店 (神奈川県)
浅草	浅草代理店		横浜南			
本所			保土ヶ谷	戸塚代理店		
向島			戸塚			
葛飾			鶴見	鶴見代理店		
東村山	国分寺代理店		神奈川	横浜西代理店		
芝	東京都三田代理店		相模原	相模原代理店		
品川			厚木	厚木代理店		
江戸川北	亀戸代理店		大和			
江東西			鎌倉	鎌倉代理店		
江東東	目黒代理店		横須賀	横須賀代理店		
荏原	東京都上野代理店		藤沢	藤沢代理店		
大森	大森代理店		平塚	平塚代理店		
雪谷			小田原	小田原代理店		
蒲田			川崎南	川崎代理店		
板橋	池袋代理店		川崎北	溝口代理店		
練馬東			甲府	甲府支店	甲府支店 (山梨県)	
練馬西			山梨	山梨代理店		
豊島		鯉沢	鯉沢代理店			
		大月	大月代理店			

## 税務署との預託金取引の廃止に関する取扱い

今回の取引廃止においては、平成 28 年 5 月 31 日付の取引関係通知書に「・・・本日で、・・・取引を終止する・・・」と記載されますが、取引を行えなくなる日（以下「取引廃止日」という。）は、取引関係通知書の提出日の翌営業日（平成 28 年 6 月 1 日）となりますので、ご留意願います。

### 1. 取引廃止にかかる取引関係通知書等の取扱い

- (1) 取引廃止日の2週間前（5月17日<火>）までに、取引先の税務署（以下「取引税務署」という。）から、官印を押なつしていない「取引関係通知書」（別紙 1）の提出を受けて、記載内容に誤りがないことを確認してください。

なお、取引税務署から同日までに同通知書の提出がない場合には、当該税務署に連絡のうえ提出を依頼してください。

- 今回は取引廃止日が予め確定していることから、「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」（「国庫事務例規集（代理店用）」（以下「例規集」という。）2 312 頁参照）に基づく、業務局統括課事務統括グループあてのファクシミリによる要項送信は不要とします。

- (2) 取引廃止日の前営業日（平成 28 年 5 月 31 日）に、取引税務署から、官印が押なつされた「取引関係通知書」（別紙 1）の提出を受け、(1)において事前に提出を受けたものと、記載内容が一致していることを確認してください。

万一、内容が相違している場合には、当該税務署に連絡のうえ正当な取引関係通知書の提出を受けてください。

- (3) (2) で提出を受けた「取引関係通知書」、既提出分（廃止となる取引担当官分）の「取引関係通知書」および「印鑑票」は、「例規集 1 窓口 1 3. (2) ロ. 取引関係通知書、印鑑票の取扱い」に基づきお取扱ください。

なお、既提出分の「取引関係通知書」の下部余白および「印鑑票」の変更日欄に記入する取引終日は「平成 28 年 6 月 1 日」となりますので、ご留意ください。

## 2. 預託金残高の確認および残高証明等

(1) 取引廃止日の前々営業日（平成 28 年 5 月 30 日）までに、取引税務署から、預託金残高の確認を電話にて行う場合がありますので、適宜ご対応ください。

(2) 取引廃止日の前々営業日（平成 28 年 5 月 30 日）の残高確定（16 時）後に、取引税務署の預託金残高が「0」であることを確認してください。

万一、口座残高が残っている場合には、速やかに当該税務署に連絡し、取引廃止日の前営業日（平成 28 年 5 月 31 日）に残高を「0」とするよう依頼するとともに、業務局総務課国庫業務企画グループ（本件に関する照会先）にもその旨をご一報ください。

— 廃止対象の税務署では、4 月末までに預託金残高を「0」とし、5 月中の取引は一切行なわない予定です。

(3) 取引廃止日の前営業日（平成 28 年 5 月 31 日）の 16 時以降、取引税務署から、同日現在における「預託金現在高証明請求書」（別紙 2）<sup>(注)</sup> の提出を受けた場合には、「例規集 1（特殊な事務）特殊 5 1. 現在高証明請求書の提出を受けた場合」に基づきお取扱いください。

(注) 提出される「預託金現在高証明請求書」は、(別紙 2) の記載例と、文言や配列等が一部異なる場合がありますが、必要事項が整っていることを確認しそのまま取扱うことで差し支えありません。

— 「預託金現在高証明請求書」の提出時間については、取引税務署と適宜調整（16 時以前）して頂いても構いませんが、同請求書の残高確認および証明・返付は必ず残高確定（16 時）以降としてください。

## 3. 重要用紙類の回収にかかる取扱い

取引廃止日の前営業日（平成 28 年 5 月 31 日）に、取引税務署から「送付書」（別紙 3）を添えて、未使用の政府預金小切手用紙、国庫金振替書用紙および国庫金送金関係用紙の返戻を受けた場合には、「例規集 1 窓口 1 4. (2) 小切手用紙等の回収」および「店印等および重要用紙類取扱要領」（例規集 2）Ⅲに基づきお取扱いください。

— 官庁には「受取書」（別紙 4）の作成・提出について協力をお願いしておりますので、「受取書」も併せて提出された場合は、適宜ご活用ください。

以 上

(別紙1)

〇〇第 号  
平成28年5月31日

取引廃止日の前営業日（平成28年5月31日）が記載されます。

日本銀行〇〇代理店

御 中

代理官を併設している場合には、本官分とは別に「代理官分」も提出されます。

資金前渡官吏

〇〇税務署総務課長

△△△△ 印

取 引 関 係 通 知 書

〇〇税務署総務課長 △△△△ は、本日限りで、貴店との間に現金の預託に関する取引を終止するので通知します。

文言が「本日限りで」と記載されていることをご確認ください。

(理 由 廃 止 )

(付 記)

日本銀行〇〇代理店受付  
平成 年 月 日

(用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4)

平成28年5月31日

日本銀行〇〇代理店 御中

取引廃止日の前営業日(平成28年5月31日)が記載されます。

資金前渡官吏

〇〇税務署総務課長

△△△△ 印

預託金現在高証明請求書

下記の預託金現在高について証明願いたい。

記

¥0- (平成28年5月31日現在)

取引廃止日の前営業日(平成28年5月31日)が記載されます。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成28年5月31日

日本銀行〇〇代理店 印

送 付 書

区 分	記号	番号	枚(組)数	備考
政府預金小切手用紙 出納官吏用小切手		から まで	枚	
国庫金振替書			枚	
国庫金送金関係用紙 <sup>(注)</sup>				

上記のとおり送付します。

平成 年 月 日

資金前渡官吏

〇〇税務署総務課長

△△△△ 印

日本銀行〇〇代理店 御 中

(様式、規格等は適宜)

取引廃止日の前営業日(平成28年5月31日)に返戻される予定ですが、事前に返戻されても問題ありません。

(注) 官庁から返戻するものがある場合に、「国庫金振込明細票」、「国庫金送金明細票」、「道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票」等の種類別に「区分」欄に記載し、「枚(組)数」欄に枚(組)数が記載されます。

受 取 書

区 分	記号	番号	枚(組)数	備考
政府預金小切手用紙 出納官吏用小切手		から まで	枚	
国庫金振替書			枚	
国庫金送金関係用紙 <sup>(注)</sup>				

上記のとおり受取りました。

平成 年 月 日

日本銀行〇〇代理店 印

〇〇税務署  
資金前渡官吏 殿

(様式、規格等は適宜)

「受取書」も便宜的に官庁にて作成し提出されますので、内容を確認してください。

(注) 官庁から返戻を受けた場合には、「国庫金振込明細票」、「国庫金送金明細票」、「道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票」等の種類別に「区分」欄に記載し、「枚(組)数」欄に枚(組)数を記載してください。